

### III アジア太平洋地域の博物館の現状

#### 1 アジアの博物館の概要

はじめに

わが国では、社会資本の整備が進み、国民が等しくインフラ・スタンダードに浴することができるようになった。今後は、地方や地域のそれぞれが、固有のリソース（歴史遺産や文化財など）を活用し独自に地域おこしを工夫し、公共のプロスペリティ（繁栄）を維持発展させていくことが課題となっている。そこでは、これまで政府や行政がすべて丸抱えで行ってきた公共サービスの在り方に対しても、それぞれが個性を打ち出し、市民参画による自律したスタイルのもとで持続し、発展していくことが求められている。そこには、芸術をはじめ極めて自由で人間的な営みを基盤に置く「文化」の存在が、これまで以上に求められ、その創造力が前世紀的な工業化社会から 21 世紀型の成熟した社会への脱皮を促す原動力となる、と言われている。また、多様で重層的な次世代社会には、その当事者としてのクリエイティブで自立した市民の存在が求められ、社会教育機関としての博物館の役割は、一層重要性を帯びてきている。その意味からも、これからの我が国の博物館は、クリエイティブな市民育成のインキュベーターとしての役割も強く求められるようになっていく。

当然、そこでの課題は、施設や設備等といったハード面の整備以上に、設置目的・理念・使命・社会貢献等のミッション面での取り組み方、経営手法・活性化施策・利用者サービスなどのマネジメント面での対応策など、博物館を現場サイドで運営する専門職員（学芸員等）の人材育成にレベルが移行していく。

博物館の数の上からは、経済力とともに博物館先進国と目されていいはずの我が国ではあるが、現状では、投入される予算や経営的スキル、専門性を備えた人材不足等から、その資源や成果の社会還元が十分になされていないことが指摘され、更なる改善と改革が求められている。

文科省では平成 18 年（2006）9 月に「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」を発足させ、主に① 博物館の定義、② 博物館登録制度、③ 学芸員制度について検討を行い、平成 19 年（2007）6 月には「新しい時代の博物館制度の在り方について」（第 1 次報告書）を、さらに平成 21 年（2009）2 月には「学芸員養成の充実方策について」（第 2 次報告書）を提言している。

さて、こうした社会背景や文脈を念頭にアジアの博物館を見る時、アジアの他の国々の博物館が置かれている状況や当面する課題等が、我々の日本の場合とは、大いに異なっているのではないかとの疑念がわいてくる。

なぜならば、経済的な尺度では、我が国は先進国の一員に数えられ、アジアの他の多くの国々は、発展途上の段階にあり、当然、その格差は施設や設備等のハード面での整備状

況にも反映し、公共性や民度を反映する設置目的・理念・組織等のミッション面での取り組み方、個人の能力や資質、熱意に作用されがちな経営能力・活性化施策・利用者サービスなどのマネジメント面での対応策などにも、我が国が今後、参考とすべきスペックを持ち合わせているのだろうか、という素朴な懸念に捉われるからである。

ところが、こうした危惧は、平成 19 年度（2007）の文部科学省委託事業「地域と共に歩む博物館育成事業」の一環として行われた「博物館支援策にかかる各国等比較研究調査研究 アジア 9 カ国国際比較調査報告書」（以下、平成 19 年度調査報告書）の過程で、その先入観を改めざるを得なかった。平成 19 年度の調査報告は、大韓民国（以下、韓国）、タイ、マレーシア、シンガポール、オーストラリアを訪問し、各国の博物館政策担当者や運営責任者等にヒアリングを行ったものであるが、発展途上国とされている国々での博物館の活動や人材育成、設備投資等に対する財政的仕組みや制度、さらには国家的な見地に立った政策施策等に学ぶべき点が多く見出されたからである。

平成 20 年度（2008）には、この調査をより実りあるものにするため、調査研究の視点を博物館関連組織や団体等による国際間の交流活動にまで範囲を広げ、中華人民共和国（以下、中国）及びフィリピン（首都マニラで開催された ASEMUS への参加）での現地調査を加え、踏み込んだ調査を継続した。また、平成 21 年（2009）2 月には東京・東京国立博物館で「日中韓博物館円卓会議」を開催し、アジアにおける博物館の課題や将来展望について認識の共有化を行った。本会議では、ラオス博物館関係者の特別参加もあり、現状報告もなされている。

## アジアの概念と領域

21 世紀は「アジアの世紀」と言われている。民族、宗教、言語、歴史、文化等が多様なアジアの中で、日本はどのように関係を持ち続けることができるのか。

アジアは、学術的な地理区分としては、東アジア、東南アジア、南アジア、中央アジア、西アジアまで含まれ、ICOM（国際博物館会議）・アジア太平洋委員会（以下、ICOM - ASPAC）では、オーストラリアとニュージーランドの太平洋上の国々も視野に入れて、博物館の連携と交流を図っている。

これら広大な地域には、当然のことながら民族、言語、宗教、文化、経済などが複雑に関わりあい、多様に展開している。そこに共通のアイデンティティを求めること自体が困難のように思われるが、「西洋」との対比的な概念のもとで「アジア」が存在するという歴史的背景を考慮する時、アジアが一体となって、西洋の先進諸国に流出した文化財をはじめとするアジアの文化的リソースを適切かつ正当に評価し、それらを国際的に発信し、その価値を共有化し、未来わたって継承していくことは、意義深い試みと思われる。

## アジア太平洋地域の国々と ASPAC

平成 21 年（2009）2 月、ICOM - ASPAC 委員長の張仁卿（インキュン・チャン）氏が、日中韓博物館円卓会議のため来日した。同氏によると、ICOM - ASPAC に加盟しているアジアと太平洋地域の国々は、次のとおりである。(1) 日本 (2) 中国 (3) 韓国 (4) モンゴル (5) カンボジア (6) インドネシア (7) ラオス (8) マレーシア (9) フィリピン (10) シンガポール (11) タイ (12) ベトナム (13) バングラデシュ (14) インド (15) ネパール (16) スリランカ (17) イラン (18) アフガニスタン (19) アゼルバイジャン (20) キルギスタン (21) ウズベキスタン (22) カザフスタンの 22 カ国である。また、太平洋地域からは (23) オーストラリアと (24) ニュージーランドが加盟しており、現在のアジア太平洋地域の加盟国の合計は 24 カ国である（参考資料 4 参照）。

チャン氏によると、(18) (19) (20) (21) (22) の 5 カ国では、内紛や政情悪化などの理由により、代表者が有名無実であったり、実質的な活動が行われていない国々もみられるという。また、ホームページの更新も遅れることがあり、注意が必要だとも述べている。以下は、現在の ICOM-ASPAC 加盟国とアジア太平洋地域の国々である。

区 分		国 名
アジア	東アジア	(1) 日本 (2) 中国 (3) 韓国 (4) モンゴル (北朝鮮)
	東南アジア	(5) カンボジア (6) インドネシア (7) ラオス (8) マレーシア (9) フィリピン (10) シンガポール (11) タイ (12) ベトナム (ミャンマー) (ブルネイ) (東ティモール)
	南アジア	(13) バングラデシュ (14) インド (15) ネパール (16) スリランカ (17) イラン (パキスタン) (ブータン) (モルディブ)
	中央アジア	(18) アフガニスタン (19) アゼルバイジャン (20) キルギスタン (21) ウズベキスタン (22) カザフスタン (タジキスタン) (タルクメニスタン)
太平洋	オーストラリア・ ニュージーランド	(23) オーストラリア (24) ニュージーランド (メラネシア各国) (ミクロネシア各国)

( ) 内は未加盟国

## アジアの博物館における動向

平成 19 年度調査報告書には、中国の「11 次 5 カ年計画」が記載されている。この計画における「三、公共文化サービス」は、国立博物館・美術館など公共文化施設の無料化等の料金政策に関する項目である。中国では、主だった博物館の無料化が促進され、同時に博物館の評価が国家的規模でなされはじめている。博物館が社会に果たす役割や効果が一定の項目や指標のもとにランクづけられる方向に進んでいることは、我が国の影響によるものではないかと思われた。

平成 21 年（2009）2 月、日中韓博物館円卓会議において、中国博物館学会事務局長でありまた ICOM 中国委員会の安来順（アン・ライシュン）氏は、中国の博物館における最新情報として次のように述べている。中国には現在博物館が約 2,500 館あるが、今もたくさんの博物館が建設中である。平成 19 年（2007）から平成 20 年（2008）にかけて、1,007 館の博物館が無料化され、今年中には、更に 400～500 館が無料化されると予測される。これは中国国民と観光客の双方にとり、非常に嬉しいニュースといえる。

中国の博物館は、コレクションの保存や継承といったベーシックな課題から、さらにそれらのコレクションを価値あるものとして社会に還元していくといった、教育普及領域に力点を移しつつあることが、調査の過程で明らかとなった。教育的観点からは、市民サイドとの交流関係を日常化し、同時に観光資源として魅力あるものとし、海外からの来館者を増やしていくといった路線をとりつつあることが明らかとなった。

韓国では今年、博物館が設立されて 100 周年という記念すべき年を迎える。平成 19 年度調査報告書には、昭和 59 年（1984）、韓国の最初の博物館法が我が国の博物館法を参考にして制定された経緯が報告されている。日韓両国の博物館法を比較すると、構成や内容などに類似点が多い。しかし、第 3 条において、博物館と美術館は、設立・運営主体によって明確に区分されているという点に興味深い認識の差を見て取ることができる。また、科学館育成法もあり、日本の博物館法を手本にしながら新しく発展させている点にも注目したい。また韓国では、我が国の独立行政法人化や市場化テストなどについても関心が高く、特に、日本の博物館政策の動きに敏感に反応する傾向がある。近年、我が国の博物館・美術館がコレクションを保有せず、調査研究活動も教育普及活動にシフトを移す傾向にあるが、そうした動きは、韓国等の近隣諸国にも強く影響を及ぼすことから、韓国博物館協会長と中国博物館学会長から、我が国がアジア諸国に及ぼす影響を十分に配慮して取り組むように要望が出されている。

また、シンガポールについては、平成 19 年度調査報告書で、博物館には動物園や水族館、植物園は含まないと報告されている。首都圏の国立の博物館では、歴史的な建造物をリニューアルし、内部の展示デザインも一新され、解説等にも携帯端末装置の導入や多国語による説明が組み込まれるなど、国家の重要プロジェクトとしての取り組みが一際目立つものとなっていた。

インドは昭和 22 年（1947）にイギリスから独立したが、インドの博物館法はそれ以前の明治 43 年（1910）に制定されている。当事の宗主国のイギリスが作成した法律のままで改正されておらず、別な意味で貴重な資料となっている。

現在のアジアの博物館を見渡すと、全体的に情報通信技術（ICT）の進展にともなって急激な変化が起こっている現象が顕著に見られる。特に、インターネットの普及と博物館コレクションに対する博物館側の対応である。平成 20 年（2008）11 月にマニラで開催された ASEMUS 総会のテーマは、「アジア・ヨーロッパにおける ICT とミュージアム：可能性と挑戦」であった。グローバリゼーションという言葉どおり、世界は狭くなっており、博物

館は、固有の展示場や収蔵庫などの実空間への取り組みと同時に、ネット上でのサイバー空間への取り組みが、国際的な共有課題となってきた。コレクションのデータベース化とネット配信、バーチャルなコンピュータ環境での博物館整備がグローバルな規模で検討され、進められようとしている。

### アジアの博物館の抱える課題

ICOM-ASPAC 委員長の張氏は、平成 21 年（2009）2 月の日中韓博物館円卓会議のプレゼンテーションにおいて、世界におけるアジアの認識について、宇宙からの衛星写真を例に取り上げ課題を提起した。宇宙から見た地球の映像をインターネットで探したという話であったが、結論として、欧米中心の写真しか見当たらなかったという（本報告書の表紙世界地図参照）。張氏は、アジアが依然として西洋中心の世界観のもとに置かれたままにあることを伝えたかったのである。

また、張氏は、平成 19 年度調査報告書の「アジアの博物館の現状と課題」の中で、「アジアの特徴は、共有できる言語がないことだ」と指摘している。アジアの人々とコミュニケーションする際の共通語は英語であり、お互いにとって母語ではない外国語になる。例えば、「博物館」は外国語から「博物館」という用語に漢字化されている。しかし、「博物館」とは何かという問題についての議論が、「博物館」という用語を共有する国々との間で十分なされてこなかった、と指摘している。

一方、2 月の日中韓博物館円卓会議において、中国博物館学会事務局長・ICOM 中国委員会の安来順氏は、国際化に伴う博物館界における専門用語の多様性について問題提起をした。今回の事例は「博物館学」という基本的な専門用語についてであった。現在「博物館学」として、主に ① Museum Studies ② Museology ③ Museography の 3 つが使用されている。しかし、これらには類似点が多くみられるものの、学問体系の相違や方法論の比較などを行うことで定義や違いを明確にする必要があるのではないかと課題を提起した。

最後に、アジアの歴史的背景についてであるが、西欧の近代化に伴いアジア諸国の大部分は植民地あるいは半植民地化された。独立を保ち続けたのは、シヤム（タイ）、アフガニスタン、トルコ、ネパールなどで、その領域面積の合計は、アジア全体からみてわずかであった。

今日のアジアの国々に共通して指摘できることは、第二次世界大戦後、欧米の植民地から脱却して、独立を達成した国々が多いということである。そのため、アジア諸国の文化や博物館を調査する場合、この過去における植民地時代の宗主国の影響について配慮をすることが重要な留意点となる。

植民地時代に設けられた博物館に宗主国の制度やスタイルが見られるのは当然のことであるが、独立後にリニューアルを行ったり、新たに設置、建設する際にも、元宗主国や欧米の企業等との関係を見て取ることができる。

全体の傾向として、今日でも欧米の影響が、多くみられるのが実情と言えよう。

## おわりに

ICOMによる国際大会は、アジアではじめて開催されたのは平成16年(2004)のことである。3年ごとに開催される国際大会は、平成19年(2007)にはヨーロッパのウィーンで行われたが、平成22年(2010)には、舞台を再びアジアに移して、中国・上海で開催される予定である。

本調査研究事業の取材過程で韓国及び中国の博物館関係者と交流の機会があり、その席上でICOM上海大会を視野に入れた会議を東京で開催することに決まり、平成21年(2009)2月11日に東京国立博物館にて日中韓博物館円卓会議が催された。

平成21年(2009)12月にはASPACの大会が東京の国立科学博物館を会場に予定されており、アジアの太平洋地域の博物館がその存在を強く印象付ける、多様で活発な事業や取り組み内容が報告されるものと期待されている。これら日中韓博物館円卓会議やASPAC大会の成果は、翌年のICOM上海大会の成功に弾みをつけるものであるが、一方、こうした機会を通して、我が国がアジア諸国の博物館や関係者、団体、機関等に対して、物心両面にわたり実効性の高い支援及び協力を継続的に、また多彩な領域にわたって行い、アジア各国の博物館の発展に貢献、寄与している姿をアピールすることが望まれる。

(高橋 信裕)

(菊池 弥生)

## アジア太平洋地域 博物館概要一覧

国名	所轄官庁	博物館数 概数	博物館法	博物館関連法律	職員資格 制度	登録制度
日本	文部科学省	5,600	博物館法	文化財保護法	有 学芸員	有
中国	文化部 国家文物局	2,500	博物館管理規則	文化財保護法 文化財保護実施条例 水中文化財の保護管理 条例	無	
韓国	文化体育観光部 (博物館行政) 文化政策局 (博物館政策) 芸術局 (美術館) 教育科学部 (科学館)	1,200 ~1,300	博物館及び美術 館振興法  科学館育成法	文化財保護法	有 学芸士	有
ラオス	情報・文化省 文化遺産局	15	文化遺産法		有	有 ガイドライ ン
フィリピン	大統領府	19	国立博物館法		無	
タイ	文化省 (国立博物館のみ) 教育省 工業省 陸軍・空軍・海軍 (軍事博物館) 大学	400 ~800	古代記念物・遺 物・芸術品及び国 立博物館法	文化財国立博物館法	有 キュレイ ター	
シンガポール	情報コミュニケーション芸術省	46	無	文化財保護法	無	
マレーシア	文化・芸術・遺産省	78	博物館法	遺物法 国家遺産法	無	有
インドネシア	文化・観光省	269	博物館法			
ベトナム	文化・スポーツ・観光省	22	文化遺産法			
インド	文化省		博物館法			
オーストラリア	環境・水・遺産・芸術省 (博物館・美術館) 革新・産業・科学・芸術省 (国立科学技術センター)	1,500 ~2,000	動産文化遺産保 護法		博物館倫 理規定の 遵守	有
ニュージーランド	文化・遺産省	550	古物の保護 向 上・マオリ族人工 物の確立及び記 録並びにニュー ージーランド国内 での工芸販売を 規定する法律		無	

出典： 日本、中国、韓国、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、オーストラリア、ニュージーランド

平成 19 年度 文部科学省委託事業 「地域と共に歩む博物館育成事業 博物館支援策にかかる  
各国等比較調査研究 アジア 9 カ国国際比較調査報告書」

インド 上記報告書及び在日インド大使館

ラオス Mr. Thongsasay Sayavongkhamdy ラオス情報・文化省 文化遺産局長

(菊池 弥生)

## 2 中国の博物館の現状

### 博物館建設ラッシュにわく中国

上海や北京の都市開発に顕著に見られるように、経済発展が著しい中国では、博物館の整備も急速に進展し、博物館数は増加の一途を辿っている。統計上、中国の博物館総数は、改革開放政策が始められた昭和53年（1978）には349館、平成2年（1990）1013館、平成12年（2000）1392館（注1）、平成19年（2007）約2300館（注2）、平成20年（2008）約2500館（注3）であり、現在その整備は、省レベルの博物館については新設あるいは増改築がなされ、地、県レベル（注4）の博物館へと移行している。また、主要都市にある既存の国立等の博物館は、その内容を刷新し、欧米の博物館と変わりのない機能設備を持つ施設としてリニューアルされており、都市の顔としての役割を担っているかに見える。平成20年（2008）に開催された北京オリンピックに向けて、都市整備が急速に進展したように、北京市内の博物館整備もそれに牽引されるかたちで進められて来ている。平成2年（1990）頃の北京市内の博物館数を調べてみると、73館（注5）であるが、平成20年（2008）には144館となっている。この内、国家一級博物館は11館、免費博物館（入館料無料）は42館である。144館の他、平成22年（2010）開館予定の中国国家博物館をはじめとした、建設中もしくは改装中の施設、対外的に公開していない博物館を含めると180館（注6）となる。また、別の資料（注7）によれば、北京市では、昭和24年（1949）の中華人民共和国建国の年から平成9年（1997）まで、48年の歳月をかけて100館の博物館が建てられた。そして平成9年（1997）以来の10年間で新しい博物館は40館が登録され、平均毎年3館から5館が登録されている。平成19年（2007）上半期、新しく7館が増えている。正確な数値による比較ではないが、大きな変化があったことが伺える。

現在の中国に於ける博物館数の増加は、国家が進めて来た、博物館政策によるものである。中国の博物館の成り立ちは、基本的には国家が所有する文物を基本として建設されたものであり、それは中国の博物館の大半を占める。欧米のように個人のコレクターのコレクションをもとに建設されているものは、欧米やわが国と比べてはるかに少ない状況である。このような中国の博物館の出自から見ても、現在中国に於ける博物館の発展は国家によって進められていることは明らかである。博物館政策は国家プロジェクトとしてしっかりと中国政府により管理されていると言える。

中国の博物館に関する「基本統計」「法令・税制」「登録博物館制度」「国、地方公共団体等の博物館支援策」「最近の動向」（入場料金の無料化）については、平成19年（2007）度アジア9ヵ国国際比較調査報告書（以下、平成19年度調査報告書）（注8）において、国立国会図書館の岡村志嘉子氏が詳細に報告されている。また「中国博物館法」「文化財保護法」についても同調査報告書に全文が掲載されているのでご覧いただきたい。本報告では、急速に発展した中国博物館界の動向と課題を概観しながら、平成19年度調査報告書の「最近の動向」において岡村氏が触れられている、平成20年（2008）に中国政府により導



入された入場料金の無料化（免費開放）の動向と博物館評価基準の制定と評価の実施（博物館評価）について確認する。

### 中国の博物館が抱える課題

急速に進展した博物館の増加、中国社会に於いて、博物館の存在はどのような状況にあるのだろうか。昭和45年頃（1970年代）、博物館建設ラッシュを迎え、現在へと至る我が国の博物館事情と同様に、中国においても博物館数の増加とともに、設立後の博物館に様々な課題が出てきている。中国人の手によって初めて建てられたとされる、南通博物苑の創立100周年にあたる平成17年（2005）、南通市で中国博物館事業創立百周年記念式典が開かれた。そこで中国と海外の専門家たちが検討した「博物館と都市の発展」（注9）の中で確認された中国の博物館が抱える課題は以下の通りである。

- ・ 中国の博物館の70%は歴史文化型であるため、多様な種類の博物館を創る。
- ・ 近現代の「物証」となる資料の何を収集、収蔵すべきかを明確にして活動する。
- ・ 国有博物館が多数を占めるが、個人、民間も含め博物館の運営主体を多様化する。
- ・ 博物館無料開放に際しては、経済効率の背後にある社会効果を重視する。
- ・ 展示のおもしろみと鑑賞性を増強し、国民が博物館に親しみを持てるようにする。
- ・ 中型以上の都市毎に1カ所、機能を完備している博物館を設立する。

上記の課題の中で、中国の博物館の70%以上を占めるという、中国歴史系博物館が抱える問題点については「中国歴史系博物館の一断面」（注9）として土浦市立博物館館長である茂木雅博氏がまとめられている。以下にその要点を記す。

- ・ 中国の博物館は、ソ連指導時代に作られたものが基本とされており、我が国とは組織的、管理的に大きな相違が見られる。
- ・ 研究部、陳列部、教育部、保管部等から構成される組織は縦割りのため、横の連携が全く見られない。たとえば、陳列部員は博物館に陳列している資料のみを担当し、保管部員は収蔵庫の中に保管された資料の員数だけを管理する。そのため、研究部から研究資料の請求があった場合、的確に対応できないことが普通である。
- ・ 学芸員制度が存在せず、研究部以外は職員が大半素人であると言われている。職員を採用する制度に問題がある。そのため文物や遺跡の管理学が極めて不足している。この点から若い研究者の養成が急がれるし、博物館職員の専門性を生かせる制度が必要である。

### 中国政府が進める博物館無料開放

平成16年（2004）、浙江省において全国で初めて省級博物館が無料開放され、平成19年（2007）11月の湖北省博物館が第2館目として無料開放を実施した。浙江省博物館では、無料開放後の第一週で入館者は1万6000人に達し、これは無料開放前の同時期の5倍であった。一方、湖北省博物館でも無料開放後2カ月で入館者は30万人に達し、これは従来の一年間の入館者数を上回るもの（注10）であった。浙江省博物館が全国ではじめて無料開放

を実施してから4年後の平成20年（2008）1月23日、中国政府より「全国博物館、記念館の無料開放に関する通知」（注11）が出された。無料開放を実施することで、博物館、記念館は文化による重要な作用を発揮し、公共文化サービス体系と公民思想道徳が整備されることが期待されている。通知には、博物館、記念館を無料開放する重要な意味について、無料開放の対象館と対象者、無料開放を行う順序、入館料収入減に対する中央政府による財政負担についてなどが具体的に記されている。

北京では平成20年（2008）3月28日に33館の博物館が無料開放されている。計画では、全国で平成20年（2008）に600カ所が無料開放され、平成21年（2009）にはさらに600カ所を無料開放する予定であるという。無料開放できない北京の故宮や西安の兵馬俑についても入場料を値下げする方針（注12）である。この方針が発表される前には、7月31日を無料開放による一つの区切りとして、その成果状況報告を求める公示（注13）がなされている。報告用フォーマットには、無料開放を導入しての成果や課題を4000字でまとめる定性的なもの、展示内容、展示面積、入館者数や内訳等の記入項目からなる定量的なものがある。無料開放による入館者の増加は各地で見られたようであるが、平成20年（2008）11月末までの成果は、無料開放が実現している博物館1千カ所あまり、入館者数は1億人を突破し、前年同期の2倍となった（注14）とのことである。

#### 中国政府による博物館ガバナンス - 政府が進める博物館評価 -

博物館数の増加、さらには利用者の増加にともない、中国政府は博物館の質的向上について、どのように取組んでいるのだろうか。国家文物局（State Administration of Cultural Heritage）によって進められている、博物館評価制度の内容を確認する。中国では、昭和24年（1949）の中華人民共和国の成立以来、文化行政は文化部と国家文物局が担っている。文化財の保護、伝承、活用を所管する国家文物局が中国国内の博物館や研究機関を所管（注15）している。

博物館無料開放政策と同時期の平成20年（2008）2月、国家文物局により、博物館評価についてその仕組みと申請方法、評価基準が公告（注16）された。「免費開放」（無料開放）も含め現在ではこれら博物館にかかわる重要な公告は国家文物局のホームページ（注17）にまとめて掲載されている。

「全国博物館評価方法（試行）」は博物館事業の管理を強化し、博物館の社会サービス機能を十分に発揮し、博物館事業の発展を促進するために定められた。行政所管官庁に博物館設置申請をして登録されており、資料の収蔵保管、展示などの基本的な機能を持ち、三年以上一般開放している博物館であれば、博物館評価への参加申請を行うことができる。自由意志による申請で、評価を申請した博物館は『博物館評価暫時標準』（博物館評価基準点数表）により自己評価を行い、『博物館評価申請表』に記入し、所属する省（自治区、直轄市）博物館評価委員会に申請を提出する。評価は一級、二級、三級の三段階に分かれている。評価作業は国家文物局のもと、全国博物館評価委員会や博物館評価委員会、専門

家グループが組織され、審査が行われる。博物館評価作業は三年に一度行われ、評価認定された博物館は国家文物局から、博物館の等級標識と証書が授与されるとともに、各業務活動、国内外との交流、人材育成などの方面に優先的な支援が与えられることになる。また、博物館は等級標識を正門の最も目立つ位置に設置しなければならない。

自己評価を行う、博物館評価基準点数表は、評定項目と検査評定の方法と説明、さらに得点欄から構成される。得点欄には、各項目に対しての配点欄がある。評定項目は「1. 総合管理と基礎施設」、「2. 収蔵品管理と科学研究」、「3. 陳列展覧と社会サービス」とに別れ、内訳は200点76項目、300点85項目、500点140項目であり、点数の総合計は1,000点である。点数の配分、設定項目内容から中国政府が博物館をどのように改善しようとしているのか、何を目指そうとしているのか、その傾向をつかむ参考となる。それは、先に触れた、博物館建設ラッシュが続く現代中国にあつての課題や目標を反映しているものであるとも言える。我が国の博物館の現状を省みると、諸問題の根源の一つにあるのは、博物館の「資料情報」と「教育普及」、昨今の言葉で言えば「コンテンツ」と「コミュニケーション」のあり方の問題である。点数配分は「1. 総合管理と基礎施設」「2. 収蔵品管理と科学研究」を合計すれば、500点、「3. 陳列展覧と社会サービス」は500点で、1. 2. と3. の比率は半々である。この比率を見ると、展示と社会サービス、つまり「教育普及」「コミュニケーション」に力を入れていることが解る。

先に述べたように、一級、二級、三級への登録申請は任意であるが、評価に対して、国家文物局により、公示がなされ、一般市民や博物館関係者からの意見を受付けてもいる。

平成20年（2008）5月5日国家文物局により公示された「国家一級博物館館名リスト公告に関する公示」によれば、国家一級に認定された79館の博物館は、平成20年（2008）5月6日から12日までの一週間、館名が公示されている。公示期間中に一般市民や博物館関係者に、その評価に対しての意見や進言を、全国博物館評価委員会事務室に対して反映してほしい旨が伝えられている。

また、先に述べた中国の博物館が抱える課題に対しての対応策、改善策としてとらえることができる評価項目設定は随所に見られるが、それらを取り上げることは、目的ではないため、我が国の博物館の状況も念頭に、資料編の博物館評価基準点数表をご覧ください。

注目すべきは、国家が博物館評価制度を作成し、評価制度を自ら実施し、さらにその実効性を高めている点である。

（吉田 雅之）

- (注1) 『中国統計年鑑2007』中国国家统计局編 中国統計出版社2007.9
- (注2) 『人民日報（海外版）』2007.5.18
- (注3) 本調査研究業務の一環として、平成21年2月11日、東京国立博物館で開催した「日中韓博物館円卓会議」における中国博物学会事務局長、安来順氏の発言による。
- (注4) 中国の行政区画は省レベル、地レベル、県レベル、郷・鎮レベルに分かれている。北京市や上海市は省レベルに属し、中央政府直轄市である。
- (注5) 『中国博物館総覧（上巻）』発行「中国博物館総覧」刊行委員会
- (注6) 『北京指南 博物館』発行：北京档案出版社 2008.6
- (注7) 国家文物局 通知公告2008-01-25
- (注8) (注9) 平成19年度文部科学省委託事業『博物館支援策にかかる各国等比較調査研究 アジア9ヵ国国際比較調査報告書』編集 財団法人 日本博物館協会 2008.3
- (注10) 人民日報 2008-02-01
- (注11) 「关于全国博物馆、纪念馆免费开放的通知」中宣发[2008]2号 2008-02-07
- (注12) 中国新聞社 2008-07-28
- (注13) 「关于请报送博物馆免费开放有关进展情况的函」办博函[2008]631号 2008-07-18
- (注14) 「人民網日本語版」 2008-12-23
- (注15) 『文部科学省白書平成18年度』文部科学省)
- (注16) 「关于印发《全国博物馆评估办法（试行）》、《博物馆评估暂行标准》和《博物馆评估申请书》的通知」文物博发〔2008〕6号 2008-02-15
- (注17) 中華人民共和国国家文物局 (<http://www.sach.gov.cn/>) のホームページの服務信息: 資料下載、博物館管理 (<http://www.sach.gov.cn/tabid/80/Default.aspx>) には、「免費開放博物館指南」「全國博物館評估方法（試行）」「博物館評估暫行標準（附評分細則表）」「一級博物館評估申請書」「二、三級博物館評估復核申請書」が記載されている。この中で、「博物館評估暫行標準（附評分細則表）」は「博物館評估暫行標準下載」と「評分細則計分表（修訂）下載」（博物館評估基準点数表）である。

### 3 韓国博物館の現状

#### 「博物館及び美術館振興法」上の学芸士の定義

韓国の改正された「博物館・美術館振興法（1999年2月8日）」第4条の博物館事業によると、学芸士の担当する事業内容は次の通りである。

1. 博物館資料の収集・管理・保存・展示
2. 博物館の資料に関する教育及び専門・学術的な調査・研究
3. 博物館資料の保存と展示などの技術的な調査・研究
4. 博物館資料に関する講演会・講習会・映写会・展覧会・展示会・発表会・鑑賞会・探査会・踏査など各種の行事開催
5. 博物館資料に関する複製と各種の刊行物の製作と配布
6. 国内・外の博物館及び美術館との博物館資料・美術館資料・刊行物・プログラムと情報の交換、博物館・美術館学芸員の交流等の協力
7. そのほか、博物館の設立目的を達成するために必要な事業など

以上のように博物館の専門職ではあるが、博物館・美術館振興法上、韓国の学芸士は所蔵品及び所蔵品と研究開発を担当し、国際博物館会議などで定義している行政・経営・業務企画・観客サービスなどの領域は担当しない。

#### 「博物館及び美術館振興法」における学芸士（博物館専門職員）の資格要件

現行の学芸士の資格制度は、「博物館及び美術館振興法」第6条で言及されており、「博物館及び美術館振興法施行令（全部改正2007.9.10大統領令第20253号）」では、正学芸士（1級、2級、3級）と準学芸士に区分されている。各等級別の資格要件として、以下のように規定されている。

##### 1級正学芸士の場合

2級正学芸士の資格を取得後、国・公立博物館あるいは博物館・美術館学芸士運営委員会に登録された私立・大学博物館・美術館の中で人材・施設・資料の管理実態及び業務実績に関する専門家調査によって認定された機関（以下、「経歴認定対象機関」）における在職経歴が7年以上の者。

##### 2級正学芸士の場合

3級正学芸士の資格を取得後、経歴認定対象機関での在職経歴が5年以上の者。

##### 3級正学芸士資格が最初に付与される場合

1. 博士学位を取得した者で 経歴認定対象機関での実務経歴1年以上の者。
2. 修士学位を取得した者で 経歴認定対象機関での実務経歴2年以上の者。
3. 準学芸士の資格を取得後、経歴認定対象機関での実務経歴7年以上の者。

（ただし、3級の場合、在職者だけではなくインターンでも可能）

#### 準学芸士の場合

1. 高等教育法の規定により、学士以上を取得して準学芸士試験に合格した者で、経歴認定対象機関での実務経歴1年以上の者。
2. 高等教育法の規定により、専門学士以上を取得して準学芸士試験に合格した者で、経歴認定対象機関での実務経歴3年以上の者。
3. 上記の規定による学士、専門学士を取得しないで、準学芸士試験に合格し経歴認定対象機関での実務経歴5年以上の者。

#### 準学芸士の資格試験科目と合格基準

1. 共通科目(客観式 / 2科目)： 博物館学、外国語  
(英語、フランス語、ドイツ語、日本語、中国語、漢文、スペイン語、ロシア語、イタリア語)
2. 選択科目(主観式 / 2科目)： 考古学、美術史、芸術学、民俗学、書誌学、韓国史、人類学、自然史、科学史、文化史、保存科学、展示企画論
3. 合格基準： 科目ごと40点以上。全科目の平均60点以上。

#### 公立・私立・大学博物館での博物館専門職員の現況

平成18年(2006)の調査では、公立・私立・大学博物館の職員総数は2,237名という統計が出ている。このうち学芸士資格の取得者は363名(16%)、資格は持ってないが専門職の場合は486名(22%)、その他の職員は1,388名(62%)である。大学博物館職員が学芸士の資格保有率が一番高く、次は私立、公立博物館の順番になっている。

全体の博物館数と比較すると、平成17年(2005)から現在までに41館が増えているにも関わらず、職員総数は7.4%減少している。職種別では、専門職は2%、その他の職員は13%減少しているが、学芸職は10%増加した。国立博物館を除いて博物館の数が369館であることを勘案すると、1館における学芸職の数は平均1名程度である。

特に、私立博物館の場合、国立や公立博物館に比べると博物館運営が困難だという現状がある。その主な原因として考えられるのは、財政及び人材確保の難しさなどである。私立博物館は一般的に入場料と商品販売で運営を行っているが、人件費等の過剰支出によって財政運営基盤が低下しており、遺物の確保及び運営費などの予算措置も脆弱である。

#### 現行の学芸士資格制度の問題点

現在、博物館及び美術館に登録をするためには、施設及び遺物の確保及び学芸士資格証所持者の採用が義務付けられている。学芸士資格証の所持者を義務的に採用し、博物館の専門性を促進させようとする主旨は評価できる。しかし、特殊なテーマの博物館(キムチ博物館、スキー博物館など)の場合、学芸士資格証所持者の中から博物館の特性を十分に理解している専門職員を確保しにくいという問題がある。一方、首都圏から離れた地方の専門博物館には、資格証所持者が赴任を拒否するケースも発生している。また、博物館の運営面において、研究、教育、展示、保存、管理、経営、広報など各方面で専門性を持つ

た人材が必要とされている。しかし、現行の学芸士制度を通じて資格を付与される人材について、考古学、美術史、歴史学分野などの人文学に偏っていることは否定できない。

現在の正学芸士の場合は、1、2、3等級に区分されている。しかし、現行では上位等級の資格証を取得する要件は、単純に年功序列式であり、能力及び資質とは無関係である。博物館及び美術館振興法の施行令では、準学芸士の資格取得には1年の実務経歴が必要であり、準学芸士の資格取得後に3級の正学芸士に昇級するには7年。3級の正学芸士から2級の正学芸士に昇級するには5年、2級の正学芸士から1級の正学芸士に昇級するには7年の実務経歴が要求される。つまり、一般の人が1級の正学芸士になるには、合計20年の実務経歴が必要である。これを学芸士の資格を管理・監督する文化体育観光部の類似資格との昇級を比べると、相当な偏りが存在することが分かる。

博物館及び美術館振興法施行令における準学芸士の場合、筆記試験後に1年の実務経歴が必要となり、3級正学芸士の場合、修士学位所持者以外は2年の実務経歴が要求される。しかし韓国の教育機関（大学等高等教育機関を包含する）における教育課程では、博物館での現場実習を含めているのはいくつかの機関のみであり、また、在学生ではなければ現場実習の機会が得られない状況である。一方、博物館及び美術館振興法上、登録要件の基準を満たす追加職員が必要になった場合、資格の有無に関係なく職員の採用が行われている。しかし、正職員として採用されない場合、5年以上の実務経歴を蓄積して昇級することは不可能であり、現実的なレベルでの実務経歴期間の勘案をする必要がある。

### 私立ミュージアムにおける学芸職員に対する支援事業

現在、韓国における登録ミュージアムは約626館と推測されている。博物館及び美術館振興法によってミュージアムとして登録するには、1名以上の学芸士を雇用する義務がある。韓国政府は、平成19年（2007）から国庫金で私立ミュージアムの学芸職員の給料を支援している。これにより、ミュージアム本来の任務遂行を促し、ミュージアム機能の強化と新たな雇用を創出すると考えられている。

私立ミュージアムの学芸職員支援事業の目的は、財政が脆弱な私立博物館・美術館に対して人材支援を通して運営を活性化し、社会的な機能体制を改善することである。これは博物館及び美術館の振興施策の樹立義務（第9条1項）及び私立博物館・美術館に対する経費の補助（第24条1項）が根拠になっており、専門性を持つ学芸職員を支援して私立博物館・美術館の質的レベルを再考するものである。

これらの内容は、登録した私立博物館・美術館の学芸職を支援・研修及び評価するものである。支援規模（支援金額と目標支援者数は変動可能）として、およそ140名に対して月額130万ウォンから140万ウォンを支給している。しかし、ここでは博物館と美術館に区別され、18億万ウォンから私立博物館が13億2千万ウォン、私立美術館には4億8千万ウォンが支援されている。私立ミュージアムの学芸職員支援事業は、様々な問題を抱えている。しかし、100年という短い韓国のミュージアムの歴史の中では、非常に画期的で意義のある支援策だと考えられる。これは国家が私立ミュージアムの社会的な存在価値と役割

を認めることにつながり、韓国政府の文化に対する認識の高さを象徴しているといえる。

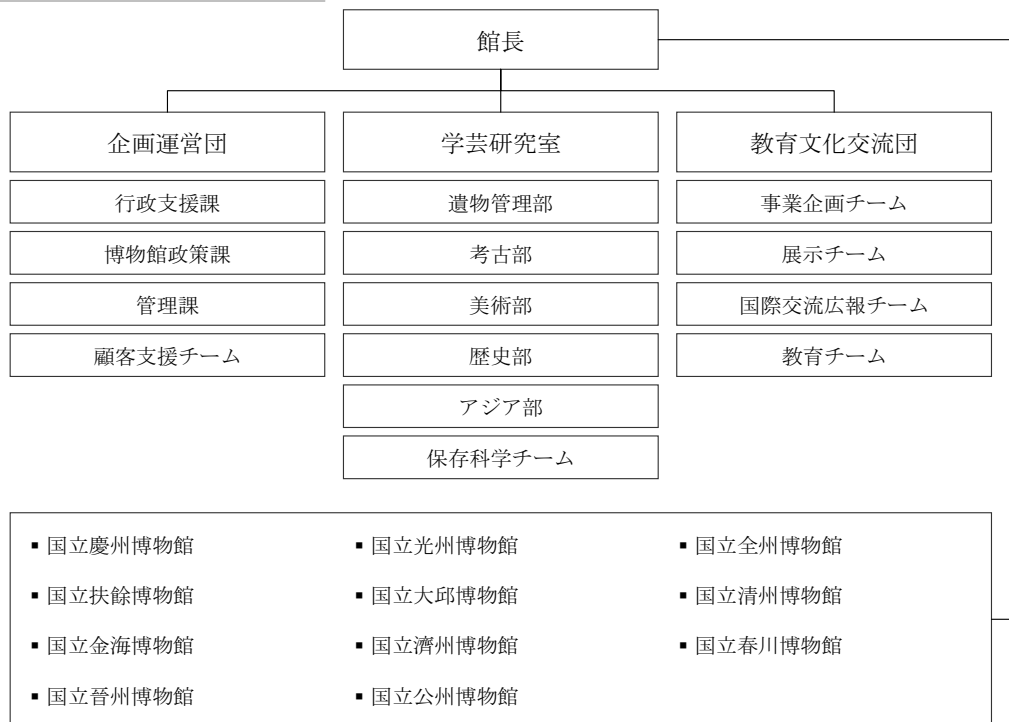
(表 <sup>ビョウ</sup> <sup>スンファ</sup> 淳花)

参考文献： 平成19年度文部科学省委託事業 地域と共に歩む博物館育成事業  
「博物館支援策にかかる各国等比較調査研究 アジア9カ国各国比較調査報告書」  
国立中央博物館 2006年報  
国立現代美術館 2007美術館白書  
2008年登録私立博物館・美術館学芸人力支援事業 「学芸士資格制度改善方案模索セミナー」  
博物館・美術館学芸士資格制度の現況と問題点ーファン・チィ (国立中央博物館学芸研究士)  
登録私立ミュージアムの学芸人力支援事業の運営現況を通じた問題点分析ーテェソク・ユン  
(韓国博物館協会企画支援室長)

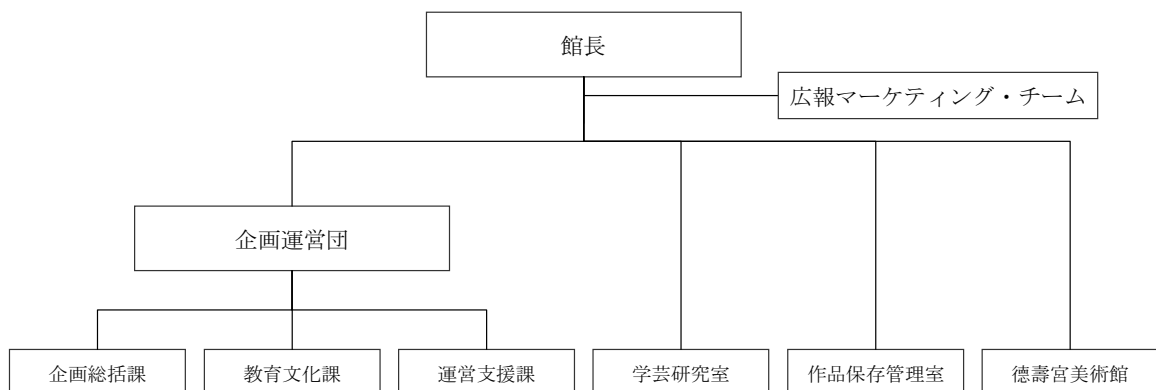




韓国国立博物館組織図



韓国国立現代美術館組織図



## 4 ラオスの博物館の現状

### 1 ラオスの文化遺産および博物館に関する歴史

ラオスは、陸地に囲まれた国であるが、政府は陸と陸とが効率的に繋がっている国として優位性を持たせようとしている。面積は 236,800 k m<sup>2</sup>、人口は 6,677,534 人で、49 の民族がいる多民族・多言語・多文化の国となっているが、各民族が融和して共存する国家である。GDP は世界 173 位である。

ラオスでは、最初に国立博物館ができたのが昭和 61 年（1986）であり、博物館についてはまだ 20 年程度の歴史しかない。また、博物館に関連する法律についても比較的新しく、平成 17 年（2005）に文化遺産法が施行されたという状況である。

国際的な動きについては、UNESCO の文化遺産に関する国際条約に、ラオスは昭和 62 年（1987）に調印している。また、平成 19 年（2007）には、文化の多様性に関する国際条約に調印。そして、平成 21 年（2009）には無形文化遺産に関する国際条約に調印する予定である。

博物館に関する国の組織としては、昭和 51 年（1976）に「博物館・考古学局」が教育省のもとに設置された。この博物館・考古学局は昭和 57 年（1982）に文化省に移管され、平成 20 年（2008）に「国家遺産局」と改名された。国家遺産局では、博物館と文化遺産に関する政府の政策および管理システムを全国的に広げていくことなど、9 つの使命を掲げている。現在、国家遺産局には 20 人のスタッフがいますが、この使命を果たしていくには、とても足りない現状にある。

### 2 担い手不足が切実な問題

ラオスの博物館の大きな課題は、博物館の職員不足、学芸員の不足である。海外で資格教育を受けた人が非常に少なく、研究をはじめとする博物館業務の担い手がないのが切実な問題となっている。

このような状況からも、教育省を説得し、人材育成のひとつとして、考古学に関するカリキュラムが平成 21 年（2009）9 月より国立大学で開始される予定になっている。また、UNESCO や ICOM への参加など国際的なネットワーク化を進めている。

### 3 ラオスの国立博物館

ラオスには、かつてエメラルドブッダ（仏像）があったビエンチャン（現在はタイに存在）の Ho Pha Keo 国立博物館や世界遺産となっている町ルアン・プラバンの国立博物館など歴史的にも重要な博物館がある。

一方、ラオス南部ワットプーに JICA が支援して平成 14 年（2002）に設立された博物館がある。ヒンズー教や仏教に関する文化遺産が展示されており、5 世紀の世界最古の碑銘がある。

また、ラオス南部のセコンおよび北部のチェーコワンに新しい国立博物館がオープンする予定である。どちらも建物はすでに完成しており、現在展示を準備中である。この展示の準備において、学芸員が資料を収集して整理し、纏めていくといった実践しながら学んでいくプロセスを踏んでいる。

さらに、政府が資金を出して新しい国立博物館を設立するプロジェクトが、5カ年計画で進められている。すでに1haの用地が確保されている。

#### 4 ラオスの博物館の使命

シルクロードに繋がるラオスでは、織物が伝統工芸として発達した。そして、この豊富な織物の歴史と資料が、私立の織物博物館の設立へとつながっていった。Hor Thaen Taeng博物館やTaykeo博物館では、絹と伝統織物の博物館で、民族衣装をはじめとするさまざまな絹織物が展示されているが、特にラオスの伝統文化を若い世代に伝えることを重視している。

基本的に、ラオスの伝統的な資料を収集して保存し、展示して教育を行うという点では、国立も私立も使命は同じである。どちらも若い世代にラオスの伝統を伝えると同時に、新しいインスピレーションが生まれていくことも期待しており、博物館は、その橋渡しが役目である。

政府は、国立だけではなく、私立の博物館に対しても資料（の収集や調査研究）、展示、教育を行える人材の育成を奨励している。

#### 5 国民は博物館を求めている

ラオスは、文化遺産に恵まれながらも、それらを収集して守っていくべき博物館では、学芸員やインフラなど、さまざまなリソースが不足している。しかし前進を続けていかなければエメラルドブッダのように国外に流れて行ってしまう。

国の大切な文化遺産を守るためにも、国民は博物館の力を必要としている。ラオスの文化遺産を通して「もっと知識を得たい！」「伝統を次の世代に伝えたい」との声が国民からあがっており、博物館の必要性が高まってきているのである。

これに応えることは、世界中の博物館に共通する使命であると考えられる。この使命を果たすためにも、国内での自助努力に加え、国際的なネットワークが重要であると考えられる。今後もICOMをはじめ国際的な活動への参加し、連携していくことが望まれる。

(編集 中村 隆)

※この内容は、平成21年(2009)2月11日(水)に開催された日中韓博物館円卓会議において、ラオス情報文化省文化遺産局・ICOMラオス国内委員会委員長のトンサ・サヤフォンカムディ氏の講演「ラオスの博物館政策」をまとめたものである。

## 5 フィリピンの博物館の現状

### 1 フィリピン国立博物館の変遷

フィリピンの国立博物館は一貫して法律に基づいて設置されてきた。以下に変遷の過程を述べる。

- (1) 1901年10月、アメリカによる植民地統治の初年度に、教育局の一部門として「島国民族学・自然史・交易博物館（The Insular Museum of Ethnology, Natural History and Commerce）」が「民族学調査部（Bureau of Ethnological Survey）」を補完する形で設立された。



National Museum（本館）

- (2) 1904年、セントルイス万博の開催後、「フィリピン博物館（Philippine Museum）」と改称し、所管も1906年に科学部に移管された。
- (3) 1916年、機構改革によって「フィリピン図書館・博物館（Philippine Library and Museum）」が創設され、民族学及び美術部門は移管されたが、自然史部門はフィリピン博物館に残された。
- (4) 1928年、農業・国家資源省の一部門として「国立フィリピン諸島博物館（National Museum of the Philippine Islands）」が創設されたが、1933年には廃止され、美術・歴史部門は国立図書館・博物館に、民族学部門は自然史部門と統合して科学部に移管し、国立博物館課（National Museum Division）が設けられた。
- (5) 1939年、農業・交易長官事務局に自然史博物館課（Natural History Museum Division）として移管されたが、その後、国立図書館の美術部門と統合し、行政事務官局付きの「国立博物館」となった。
- (6) 1942年の日本占領期には廃止され、第二次世界大戦の戦禍により多数の収蔵物が破壊・散逸したが、1945年の終戦とともに農業・交易省に再設置され、1951年に教育省に移管された。
- (7) 1998年、国立博物館法（National Museum Act of 1998）が制定され、ようやく国立博物館は独立した機関となり、教育省及び国家文化芸術委員会（National Commission for Culture and the Arts：NCCA）とは分離して、大統領府の下で独立予算が組まれている。

現在の本館の建物は、旧行政事務官ビル（Old Congress Building）を改修したもので、

フィリピン国立博物館（National Museum of the Filipino）は、第二次大戦の爆撃により破壊された旧財務省庁舎を修復し、2004年より博物館として用いている。また、将来的に隣接する観光省庁舎を自然史博物館として整備することとしており、国立博物館法第4条にその旨明記されている。

なお、本館は、50ペソ紙幣にも描かれている。（ちなみに、20ペソ紙幣にはマラカニアン宮殿、100ペソ紙幣にはフィリピン中央銀行が描かれている。）

また、1960年代初頭より、各地域ごとに文化や自然をカバーする形で分館を整備しており、当初12館であったのが現在は19館が設置されている。

このほか、マラカニアン宮殿博物館（Malacanang Palace Museum）に関しては、別途大統領令（Presidential Decree No.374）が制定されている。

## 2 博物館に関する法令

国立博物館以外の博物館に関する法令は制定されていない。また、学芸員等の専門職員に関する国家資格制度は存在しないが、NCCAによる認定制度はある。

国立博物館法第3条（Section3, National Museum Act of 1998）は、国立博物館は社会サービスの常設機関であり、国民が利用しやすい、かつ営利を目的としない事業を展開し、人類の文化遺産及び環境に関する実物資料を取得・保存・研究及び公開を行うとともに、研究・教育及び娯楽を目的とする活動を社会に広めることを任務とする、と規定している。また、国立博物館の目的として、以下の3つを規定している。

- (1) 教育機関としての目的： フィリピン人の文化的、歴史的遺産に関する知識を普及させ、フィリピン人の国民文化の保存等に関する専門的な知識を育成する。
- (2) 科学機関としての目的： 人類学、考古学、地質学、古生物学、植物学及び動物学における研究室とフィールドワークとを統合する基礎的・系統的な調査計画を指揮する。
- (3) 文化センターとしての目的： 国民の過去を復元し、国民の文化的豊かさを発展させることで、芸術的、文化的な遺産に関する学習及び保存を指導する。

## 3 マニラ市内の博物館等の概要

### (1) フィリピン国立博物館

#### (The National Museum of the Filipino People)

この国立博物館は、1階は漂流考古物の展示（San Diego I, Wreck Site）とフィリピン出身画家の絵画（When We Think of Home）、2階はスペインの歴史（San Diego II, History）、III(Treasure)と5世紀にわたる海洋貿易の出土品（5-Centuries of Maritime



National Museum of the Filipino People

Trade)、3階はフィリピン人の歴史(考古学、民族学及び現代)(Origins, Archaeological Treasure, Filipino Today)、4階はフィリピン現代芸術(Philippine Art Awards)、服飾(Filipino Cloth)、特別展、5階は企画展となっている。

展示の構成や演出は、展示のテーマや展示資料等によって異なっている。民族展示や歴史展示にはジオラマやパノ



San Diego I (Wreck Site)



5-Centuries of Maritime Trade

ラマに加えて、参加性を意図した視聴覚機器の導入もされているが、考古資料などの一部の資料展示には、ガラス一面にカビが発生していたり、外光が直接差し込んでいたりするなど、展示・保存環境への技術的な配慮と改善策が必要かと思われた。(空調は24時間ではなく9~16時とのものであり、収蔵庫でも同様のようである。)また、セキュリティの面でも、監視員は不在で、ガラスがなく展示物に触ることができる展示もある。基本的に解説要員やホスピタリティを担うインタープリターの人は配置されておらず、来館者サービスという観点では重要視されていないように見受けられた。また、高齢者や障害者に対する配慮も特に見受けられなかった。(ただし、入館料大人100ペソの高額を考えると、低所得者層の入館は考えにくく、高齢者や障害者の入館も少ないと思われる。)なお、各展示室の整備財源が個人や企業等の寄附によるものか、あるいは命名権のためか、入り口の扉枠の上に寄附者の名前を記したプレートが据えられていた。

本館は現在一部修復工事中だが、歴史・民族学部門を移転し、国立美術館(The National Art Gallery)として平成19年(2007)に開館した。館内はところどころ閉鎖されている部屋があり、動線も不明確で、鑑賞環境としてはあまり快適ではない。1階は、中央の展示室に19世紀のフィリピンを代表する画家であるホアン・ルナの大作が展示されており、このほか4部屋に分かれてフィリピンの古代から現代に至る宗教画や風景画等が展示されている。

2階は、中央の展示室がフィリピンのナショナル・アーティスト(ビジュアル・アート部門)14人を顕彰・展示する場となっており、作品や大学時代の学籍簿や卒業アルバムなども展示してある。また、フィリピンの独立に向けた活動を描いたテーマを集めた展示室(Freedom Yearned For)もあり、バターン死の行進など日本軍を描いた作品も展示されている。

また、1室だけ自然史部門があるが、大型哺乳類等の骨格展示とその動物写真を描いたガラススクリーンを組み合わせて、動物の写真を透かして骨格が見えるよう工夫を凝らしていたり、動物を描いた彫刻作品と同じ姿勢の骨格標本を置くなど、特異な視点での展示も目に付いた。なお、ミュージアム・ショップは小規模ながら行われており、図録や絵葉



ミュージアム・ショップ

書等の少ない品数の中で、地元の人々の手工芸品に面白いものが見られた。一方、高齢者の係員が親身に対応している様子に、購買欲をそそられるものがあり、会話するうちにディスカウントしてもらえた。レストランはない。

なお、プラネタリウムも現在改修工事中だが、来年の世界天文年に向けて関連イベントを開催すべく準備を進めている。



自然史部門の展示

※ ナショナル・アーティスト (National Artist of the Philippines) は、大統領令に基き、主に音楽、ダンス、演劇、ヴィジュアル・アート、文学、フィルム、ブロードキャスト・アート、ファッション・デザイン、建築及びその関連分野において卓越した業績を残したフィリピン人に対して政府から与えられる称号で、フィリピン文化センター (CCP) 及びNCCAの協力によって選考委員会が組織され選考される。1972年に制度化され、最初に選ばれたのはフェルナンド・アモロソロであった。



各展示室のドアノブ



ナショナル・アーティストの殿堂  
(Hall of National Artist for the Visual Art)

## (2) アヤラ博物館 (Ayala Museum)

高層ビルが立ち並ぶ商業の中心都市であるマカティ地区にある博物館で、1967年にアヤラ財閥により設置した私立博物館。ガラス張りの豪華な外観が特徴である。



目玉は二階の立体模型（Diorama）で、ルソン島北部にあるカヤガン州の紀元前の狩猟風景から始まり、1946年の共和国宣言まで 60 の歴史が小型のジオラマによって表現されており、日本軍によるマニラの占領、バターン死の行進、ゲリラによる抗日等のジオラマもある。ジオラマに続き、マルチメディアによる「人民の力（People Power）」で 1986 年のマルコス追放へと続く。



Ayala Museum

一階は特別展、三階はフィリピン出身の画家ホアン・ルナ、フェルナンド・アモルソロ及びフェルナンド・ゼオベルの作品を展示する展示室となっている。なお、赤や青の原色に近い色のタイトルは読みにくく、また、濃い緑色の壁面も博物館の壁面としてはふさわしくないように感じた。

平成 22 年（2010）に科学部門もオープンの手配だという。

### （3）マニラ博物館（Museo ng Maynila）

旧陸海軍クラブの建物を修復し、マニラ市が平成 19 年（2007）10 月から一般公開しているが、公開部分は一階の廊下部分のみで、現在は 1922～49 年のカートタイク（Curt Teich）社のポスト・カード・コレクションのコピーをボードにポスター展示しているのみ。

今後、マニラ市において整備する計画だという。

なお隣接して子ども博物館（Museo Pambata）がある。



Museo ng Maynila

### （4）メトロポリタン美術館（Metropolitan Museum of Manila）

フィリピン中央銀行が所蔵する芸術作品を展示する質の高い美術館である。

1 階は、フィリピンの巨匠画家であるマラング、フェリックス・イダルゴ、ホアン・ルナ等の作品が展示されている。

2 階はフィリピンの現代絵画、彫刻が展示されており、企画展として触ることのできる家具等のインターラクティブな作品が展示されていた。また、地下には、常設展として紀元前の土器と 10～14 世紀の金細工のコレクションが展示されている。

同館は、コレクションの質も展示の手法等も私立美術館としてはフィリピン随一ではないかと思われる。

なお、フィリピン中央銀行は、別途構内に貨幣博物館を設置しているが、残念ながら展示換えのため休館中であった。



Metropolitan Museum of Manila

#### (5) 文化センターアジア伝統楽器コレクション

##### (The CCP Collection of Asian Traditional Musical Instruments)

文化センター (Cultural Center of Philippine) は、1969 年 4 千万ペソを投じてイメルダ夫人によって建設されたレアンドロ・ロクシン (フィリピンの建築家) 設計による建物で、大統領府の外局としての位置付け。4 階には 1969 年から 1986 年にかけて政府が購入し、文化センターに寄贈されたフィリピンの伝統楽器や民族衣装等のコレクションを公開している。楽器の中には、琴、三味線、尺八等の日本の楽器も展示されている。



Cultural Center of Philippine

#### (6) リサル公園 (Rizal Park)

フィリピンが生んだ不世出の天才で、医師、哲文学博士、小説家、農学者、美術家として活躍したが、独立運動の理論的指導者として「フィリピン同盟」を結成したことにより 1896 年にスペイン当局によって処刑され、国民的英雄 (Heroe Nacional) となったホセ・リサールの処刑地に作られた公園。リサル・モニュメントの地下には、リサールの遺体が埋葬されている。同地は、フィリピンの起点 (ゼロ・マイル・ポスト) となっている。なお、処刑された 12 月 30 日は、「リサールの日」として、フィリピンの祝日となっている。

園内には国立博物館附属のプラネタリウム (一時休館中) やラン園 (The Orchidarium)、リサールの苦難をジオラマ風に壁画に描いた記念公園 (The Martydom of Dr. Jose P. Rizal) などが設置されている。なお、公園内に中国庭園及び日本庭園があるが、日本庭園内の池は、日本庭園としての要素を持ち合わせていなかった。



Rizal Monument



Japanese Garden

#### (7) サンチャゴ要塞 (Fort Santiago)

16 世紀、スペイン人初代総督レガスピがフィリピン統治の本拠地として建設した城塞都市イントラムロス (スペイン語で「壁に囲まれた街」の意。) の北西端に位置し、かつては戦略上非常に重要な役割を果たしていた。もとは海賊を防ぐために造られていた木

造の砦をスペイン人が城塞化したもので、その後のアメリカ統治時代、日本軍占領時代には軍司令部（「富士兵営」と名づけられた）としても使用された。太平洋戦争末期、日本軍への集中砲火により破壊されたが、その後改修、整備され、今では緑豊かな公園として解放されている。その一角にあるリサル記念館（Rizal Shrine）は、ホセ・リサルが処刑前まで監禁されていたところで、詩人、画家、医師でもあったリサルの遺品を展示している。1888年に来日時の恋人であった「Osei San」こと臼井勢似子の着物姿の油彩画も展示されている。なお、遺品等を展示しているケースは、そのガラス面に解説が施されており、読むのが困難である。



Fort Santiago

また、リサルが最後の時を過ごした独房が再現されており、「最後の訣別」の一部が大きな字で光の中に浮き上がっている。また、独房から道沿いに足跡が記されており、現在リサル公園になっている処刑場に向かうリサルを表現している。

なお、平成10年（1998）、独立100周年を記念して制作された映画「ホセ・リサル」は、初のフィリピン映画の本格的日本公開作品となった。

#### （8）サン・オウガスティン博物館（San Agustin Museum）

イントラムロス内にあるサン・オウガスティン教会の附属博物館。同教会は、1599～1606年に建造されたフィリピン石造建築の中でも最古といわれる教会で、戦争や地震による破壊を免れ当時の姿を残しており、平成5年（1993）世界文化遺産に登録された。（外壁を修復工事中。）

聖堂内はバロック風で、祭壇左にはスペイン人の初代総督レガスピの霊廟がある。14ある礼拝堂はそれぞれの天井にイコンが描かれ、当時のシャンデリアやステンドグラスが残されて、館内には、宗教画や礼服、祭具等が展示されている。廊下に掲示されている絵画は、経年劣化による痛みが激しく、危険な状態であった。

なお、同館の開館時間は10～12時及び13～16時だが、フィリピンの博物館は、昼休み休館という例が多い。また、日曜休館の例もあり、ここでも来館者サービスという点が希薄であると感じさせる。基本的にミュージアム・グッズの開発も十分ではない。

このことは博物館だけではなく、国際空港における不十分なサービス対応を考えると、外国資本によるリゾート開発を除けば、フィリピン政府の観光政策への取り組みがより切実に求められているのではないかと思われた。



San Agustin Museum

**(9) カーサ・マニラ博物館 (Casa Manila Museum)**

イントラムロス内にある19世紀スペイン統治時代の典型的な上流階級の邸宅で、コロニアル様式の外観と、井戸のある中庭をはさむ内部には豪華なダイニングルームやリビングルーム、寝室等が保存されている。結婚式などのパーティー会場としても使用されている。第二次世界大戦後にいち早く修復が行われた。



Casa Manila Museum

**(10) 菲華歴史博物館 (Bahay Tsinoy : A Museum of the Chinese in Philippine Life)**



Bahay Tsinoy

イントラムロス内にあり、フィリピン華僑の歴史と生活をろう人形によるジオラマ展示を散りばめながら紹介している。また、関連の写真や絵画、陶器等の資料も展示しており、フィリピン社会に大きな影響を有する華僑について学ぶことができる。第二次世界大戦時の日本軍に対する抗日運動に関する展示もある。

多くの博物館では英語表記もしくはタガログ語との併記だが、同館では英語と中国語のキャプションとなっている。(フィリピンでは、英語、スペイン語、タガログ語の3か国が公用語で、タガログ語が国語とされているが、マニラの博物館では、圧倒的に英語の表記が多い。)

**(11) フィリピン空軍博物館 (Philippine Air Force Museum)**

ニノイ・アキノ国際空港に隣接するフィリピン空軍基地内にある博物館である。フィリピン空軍の歴史を展示するとともに、歴代の幹部を顕彰しており、歴代空軍のユニフォームやワッペン、勲章等の資料を展示している。また、第二次世界大戦後、ルバング島で発見された小野田寛郎少尉が携帯していたものや直筆のフィリピン政府へ宛てた手紙等が展示されている。隣接するフィリピン空軍公園には空軍機16機が屋外展示されている。



Philippine Air Force Museum (小野田少尉の展示・空軍公園)

## (12) マニラ動植物園 (Manila Zoological Botanical Garden)



Manila Zoological Botanical Garden

1959年 開園のパブリック・レクリエーション局所管。インドゾウ、ワニ、ダチョウのほかは檻の中で飼育されており、旧来の伝統的な動物園の粹を出ない。ところどころ朽ち果てたネームプレートが残っているが、ほとんど解説板もなく、教育的配慮はまったくないといっている。平成19年(2007)9月に動物愛護団体PETA(動物の倫理的扱いを求める人々の会: People for Ethical Treatment of Animals)が抗議活動を行ったのもうなづける。名称は“動植物園”となっているが、園内には熱帯特有の木々や花々が配されているものの、特にネームプレートや解説板はなく、植物園の要素は少ない。むしろ園の半分は遊具が配されており、“市民動物公園”というイメージである。

## (13) オーシャナリウム (Oceanarium)

従来、イントラムス(城塞都市)の入り口にマニラ水族館(Aquario de Real)があったが廃館し、シンガポール資本により建設中のマニラ・オーシャンパーク(Manila Ocean Park)という大型複合施設の中にフィリピン最大の水族館「オーシャナリウム」が平成20年(2008)3月に一部開館した。広大な面積の大型水族館で、トンネル水槽やエイやサメなどが泳ぐ大型水槽等、大型映像を採用したアトラクション的な演出が目をつけた。



Manila Ocean Park・Oceanarium

タッチパネル式の情報検索装置も多用され、ICT化が進むフィリピンの文化観光施設の一端をうかがい知ることができた。入館料は400ペソとかなり高額なため、観光客を除けば一部の階層しか入館はしないであろうと思われた。世界自然保護基金(WWF)の支援を受けており、フィリピン海域の魚類を多く飼育・展示しているが、生物多様性や種の保存等に配慮する観点からの解説板は、ほとんどなかった。

(高橋 信裕)